

株 主 各 位

東京都港区新橋三丁目20番1号
東和フードサービス株式会社
代表取締役会長兼社長 岸野 禎 則

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年7月30日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年7月31日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテル ルポール麴町 2階ロイヤルクリスタル
3. 目的事項
報告事項 第19期（2017年5月1日から2018年4月30日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 監査役の報酬総額改定の件
第4号議案 定款一部変更の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎当日の受付開始は、午前9時を予定しております。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.towafood-net.co.jp/>）に掲載させていただきますのでご了承下さい。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.towafood-net.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
- ◎株主総会決議ご通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます予定です。

(添付書類)

事 業 報 告

(自 2017年5月1日)
(至 2018年4月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

外食業界は、天候不順による原材料価格の高騰や労働力不足とそれに伴う人件費の高騰が企業の課題となっているほか、緩やかな景気回復基調とは裏腹に消費者の低価格志向に変化は見られず、先行きは不透明な状態が続いております。

そのような中、当社におきましては「味覚とサービスを通して都会生活に安全で楽しい食の場を提供する」という経営理念のもと、「あったら楽しい」「手の届く贅沢」というコンセプトに基づいた高付加価値の提供に注力いたしました。

また、東京圏の駅前ベストロケーション、ライトフード、女性ターゲットという戦略に基づいた11店舗の新規創店に加え、大型リニューアルオープンなどに積極的に投資を行わせて頂きました。あわせて不採算店舗の閉店も実施し、収益力の向上に努めております。

メニュー政策におきましては、各部門の特徴をわかりやすく前面に出し、話題性の高いケーキ・スイーツ、トレンドを積極的に取り入れたステーキの開発を進めたほか、日本中が沸いた平昌オリンピックやシャンシャンの誕生などを販売促進策に取り入れ、店顔マーケティングにも力を入れております。

節目の第20期は「100年企業へ」というスローガンを掲げ、全従業員が一丸となって企業目標の達成に向けて取り組んでおります。

以上の結果、売上高は110億82百万円（前期比2.7%増）、営業利益は6億64百万円（同24.7%増）、経常利益は6億91百万円（同25.0%増）、当期純利益が4億23百万円（同126.1%増）となりました。

部門別の概況につきましては、以下のとおりです。

【カフェカンパニー】

『椿屋珈琲グループ』（期末店舗数43店舗 2店舗増加）

当社のシンボルである椿屋珈琲グループの売上高は40億82百万円（前期比6.1%増）となりました。最高立地への展開、最高級家具・食器を取り揃え、変わらない魅力「古き良き時代、大正ロマン」を感じさせる内装・雰囲気の中、時代背景にマッチしたユニフォーム、胸当てエプロン、カチューシャを身にまとい、ホスピタリティに溢れ、落ち着きのある接客サービスでおもてなしをするという考え方のもと、その街の文化をつくるべく、脱日常の時空間を提供しております。

椿屋ブランディングに伴う新規出店も積極的に行い、「自家焙煎椿屋珈琲イオン新浦安店」「椿屋カフェ新越谷ヴァリエ店」「銀座和館 椿屋茶房エミオ武蔵境店」「椿屋カフェミーツ国分寺店」と4店舗の新規創店に加え、「椿屋カフェラゾーナ川崎店」のリニューアルオープンを実施いたしました。メニュー政策におきましては、メディアで大きな話題となりました「プラチナレアチーズケーキ」の開発に加え、美味しさを追求した椿屋特製ビーフカレー、現在日本に押し寄せている珈琲のフォースウェーブに対する研究を日々行い、スペシャルティ珈琲の開発にも注力しております。

『ダッキーダックグループ』（期末店舗数27店舗 増減なし）

ダッキーダックグループの売上高は27億23百万円（前期比1.6%減）となりました。幅広い年代の女性をメインターゲットとし、親しみのある卵料理、自社ケーキ工房や店内ケーキスタジオで作られるフレッシュなケーキ、トレンドをおさえたスイーツを中心に提供しております。新規創店におきましては「ベイサイドダッキーダックキッチンコレットマーレ店」「EggEggキッチンジョイナステラス二俣川店」の2店舗を創店し、ダッキーダック新百合ヶ丘店を「EggEggキッチン新百合ヶ丘店」として改装リニューアルいたしました。メニュー政策におきましても、お客様の幅広いニーズに対応する為、お酒にあわせたアラカルトメニューの開発を進めており、客単価の上昇に繋がっているほか、ファミリー、グループの方々の入店にも繋がっております。

【ダイニングカンパニー】

『イタリアンダイニングドナグループ』（期末店舗数24店舗 2店舗減少）

イタリアンダイニングドナグループの売上高は18億71百万円（前期比2.5%減）となりました。「スパゲッティ食堂ドナ」から「イタリアンダイニングDONA」へのロゴ変更、あわせて全店舗が開放感あふれる外装へリニューアルしてから1年が経過し、不採算店舗の閉店を実施した為、店舗数は減少したものの収益力が向上いたしました。新規創店におきましては、新しいカジュアルダイニングとして「イタリアンダイニングDONA 経堂コルティ店」を創店し、メニュー政策面におきましても、お酒を飲んで食べるという考え方にに基づき、200種類の幅広いお酒メニューを取りそろえ、あわせて一品料理の開発にも注力したことで、客単価の上昇とグループ客の来店増に繋がっております。美と健康に着目したメニュー開発も継続して実施しており、完全無添加の自社製生パスタメニューにおきましては、健康志向に着目し実施している野菜増量も女性のお客様を中心にさらに広がりを見せており、定番フェアとなった「お得な6日間」も好評を得ております。

『ぱすたかん・こてがえしグループ』（期末店舗数16店舗 増減なし）

ぱすたかん・こてがえしグループの売上高は12億49百万円（前期比4.0%増）となりました。鉄板ステーキ・お好み焼きというショルダーを掲げ、トレンドとなったステーキメニューの開発を実施いたしました。新規創店におきましては「こてがえし 錦糸町店」「こてがえし 有楽町店」「こてがえし 柏高島屋店」の3店舗を創店、あわせて不採算店舗の閉店も実施しております。調理前のお肉をお客様にご覧頂くカキノミの量り売りやシャトーブリアンなど、カジュアルダイニングではなかなか味わう事の出来ない希少部位のステーキメニューの開発を推進し、豊富なお酒メニューに合う一品料理を開発いたしました。お客様に焼いて頂く従来のスタイルから、完全焼き出しの新しい提供スタイルも始めており、楽しく美味しくお召し上がり頂けるダイニングへの転換を図っております。

『プロント』（期末店舗数9店舗 1店舗増加）

プロントの売上高は7億67百万円（前期比6.6%増）となりました。

弊社がフランチャイジーとして運営するプロントでは、朝から昼はカフェとしてコーヒー・トースト・マフィンやランチパスタを、夜はバーとしてシンプルかつ美味しいフードと共にビールやハイボールをはじめとしたお酒を気軽にお楽しみ頂けます。

新規創店におきましては「プロントイルバールマークイズみなとみらい店」を創店いたしました。

【生産カンパニー・インターネット販売】

生産カンパニーの売上高は3億87百万円（前期比18.3%増）となりました。コンフェクショナリーにおきましては、焼き菓子、ケーキ、食パンを、戸塚カミサリーにおきましては特許製品であるバジルソースをはじめ、パスタソース、ドレッシングを販売。椿屋ロースターでは自社焙煎珈琲豆やドリップ珈琲、椿屋ボトル缶珈琲の販売拡大に繋げております。インターネット販売におきましては、主として「楽天市場椿屋珈琲店」におきまして、お中元・お歳暮・母の日・父の日等のギフト販売にて売上を伸ばしております。

(2) 対処すべき課題

①メニュー・業態開発力の向上

東京圏ベストロケーション、ライトフード、女性ターゲットという変わらない経営戦略の中で開発してきた椿屋特製ビーフカレーに代表される定番かつ看板商品のブラッシュアップを実施。プランナー制を創設し、目で見ると楽しさ・美しさから「美味しそう」とイメージできる新メニューの開発とトレンドを追求した新業態の開発に挑戦、不振店の迅速な問題解決に注力してまいります。

また自社製造拠点における開発者のレベルアップも図ることで、基準を高めながら美味しい商品づくりに特化してまいります。

さらに食材ロスの低減を図る為、キッチン責任者、担当者のメニュー開発力向上に努め、同一地域、他業態で使用する共通食材の有効活用を推進いたします。

②人手不足対応と業務効率化に向けた取り組み

縮む日本の中で深刻な問題として取り上げられているのが人手不足の問題です。当社のシンボルである椿屋珈琲店では、常に募集定員の10倍以上のキャスト応募が続いている為、別業態の近隣店舗にての採用にも繋げられるよう努めてまいります。その中で、礼節を持つ事、接客する上での一般常識と心構えを持つ事を最優先に躰を行い、人材育成を進めてまいります。またAI化(Artificial Intelligence)に伴う人工知能時代に対応する為、システム導入を推進する事で、生産拠点、間接部門の業務効率化を図ってまいります。

③路面店・ビルインへの出店

大型商業施設では定期賃貸借契約が増え続けており、退店リスクの高まりが継続しております。営業時間の制約を受けにくい路面店への出店を優先順位の一番に店舗開発を進めてまいります。

(3) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、7億41百万円（敷金および保証金を含む）であります。

その主なものは、当事業年度における11店舗の新規出店、及び改装2店舗であります。

これらの設備投資資金は、全て自己資金によって賄いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

区 分	第19期 (2018年4月期)	第18期 (2017年4月期)	第17期 (2016年4月期)	第16期 (2015年4月期)
	千円	千円	千円	千円
売 上 高	11,082,975	10,787,009	10,597,584	10,357,972
経 常 利 益	691,545	553,215	628,458	560,292
当 期 純 利 益	423,405	187,237	327,048	270,692
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	52円47銭	46円12銭	80円24銭	64円40銭
総 資 産	7,106,162	7,062,741	7,129,214	7,079,414
純 資 産	5,089,187	4,737,254	4,694,234	4,433,455
自 己 資 本 比 率	71.6%	67.1%	65.8%	62.6%

注. 当社は、2017年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(9) 部門別売上実績

区 分		第19期 (2018年4月期)	構成比	前年比	第18期 (2017年4月期)	構成比
		千円	%	%	千円	%
カ フ ェ カ ン パ ニ ー	椿屋珈琲グループ	4,082,741	36.8	106.1	3,849,223	35.7
	ダッキードック	2,723,933	24.6	98.4	2,769,602	25.7
		6,806,674	61.4	102.8	6,618,826	61.4
ダ イ ニ ン グ カ ン パ ニ ー	イタリアンダイニング ドナ	1,871,562	16.9	97.5	1,918,862	17.8
	ばすたかん・こてがえし	1,249,793	11.3	104.0	1,201,957	11.1
	プロント	767,420	6.9	106.6	719,715	6.7
	3,888,777	35.1	101.3	3,840,535	35.6	
生 産 カ ン パ ニ ー		387,523	3.5	118.3	327,647	3.0
合 計		11,082,975	100.0	102.7	10,787,009	100.0

(10) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2018年4月30日現在）

- ① レストランおよび喫茶店の経営
- ② 各種食料品の製造加工販売

(12) 主要な事業所 (2018年4月30日現在)

本店所在地	東京都港区新橋三丁目20番1号 TOWAJ'Sビル6階		
深川センター	東京都江東区猿江二丁目2番5号		
椿屋ロースター	東京都江東区猿江二丁目2番5号		
戸塚カミサリー	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町1021番1号		
店 舗	椿屋珈琲グループ	椿屋珈琲店他	43店舗
	ダッキーダック	有楽町店他	27店舗
	イタリアンダイニングドナ	有楽町店他	24店舗
	ぱすたかん・こてがえし	新宿店他	16店舗
	プロント	新橋店他	9店舗

(13) 主要な借入先 (2018年4月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社りそな銀行	千円 171,410

(14) 従業員の状況 (2018年4月30日現在)

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 子	194名	0名	36.33歳	10.3年
女 子	66名	△2名	28.39歳	3.8年
合 計 または平均	260名	△2名	34.22歳	8.6年

(注) 他にキャスト (アルバイト) 2,166名 (前期末比 59名増) を雇用しております。

2. 会社の株式に関する事項（議決権基準日：2018年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 25,728,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 8,069,742株(自己株式116,658株を除く)
 (3) 株主数 3,679名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
岸野禎則	3,160,000株	39.2%
柏野雄二	1,480,000株	18.3%
株式会社誠香	875,200株	10.8%
株式会社久世	64,000株	0.8%
サントリー酒類株式会社	64,000株	0.8%
森永乳業株式会社	64,000株	0.8%
日清オイリオグループ株式会社	64,000株	0.8%
UCCホールディングス株式会社	64,000株	0.8%
株式会社みずほ銀行	48,000株	0.6%
株式会社SBI証券	42,400株	0.5%
株式会社りそな銀行	32,000株	0.4%
大東貴志	32,000株	0.4%
三井住友海上火災保険株式会社	32,000株	0.4%

(注) 持株比率は、自己株式を控除した普通株式から計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2018年4月30日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	岸 野 禎 則	
代表取締役専務執行役員	菅 野 政 彦	成果推進本部長・安全安心推進室担当
取 締 役	小 川 一 夫	
取 締 役	岸 野 誠 人	
常 勤 監 査 役	土 居 清 和	
監 査 役	堀 口 忠 史	
監 査 役	鈴 木 好 彦	

- (注) 1. 取締役小川一夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役土居清和、鈴木好彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 常勤監査役土居清和は長年培ってきた監査に関する専門的な知識や経験を活かし、当社の経営全般に対する監督やチェック機能を果たしております。
 4. 監査役鈴木好彦は税理士としての専門的な知識及び実務経験を活かし、当社経営全般に対する監督やチェック機能を果たしております。尚、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当社では、経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	33,896千円 (2,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9,450千円 (8,250千円)
合 計	7名	43,346千円

- (注) 1. 期末現在の人員は、取締役4名、監査役3名であります。
 2. 株主総会の決議による役員報酬の総額は次のとおりであります。
 取締役 月額 10,000千円以内、監査役 月額 1,000千円以内
 (取締役：2002年7月26日定時株主総会決議)
 (監査役：2001年7月19日定時株主総会決議)

(3) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員の重要な兼職の状況等
 該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

取締役小川一夫は、当事業年度開催の取締役会16回のうち全て（月例取締役会は12回）に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役土居清和は、当事業年度開催の取締役会16回のうち全て（月例取締役会は12回）、および当事業年度開催の監査役会14回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役鈴木好彦は、当事業年度開催の取締役会16回のうち15回（月例取締役会は12回）、および当事業年度開催の監査役会14回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約に関する事項

当社定款において、会社法第427条第1項の規定により社外役員との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、当社が社外役員と締結している個別の責任限定契約はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東光監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		支払額
①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	13,800千円
②	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、過年度の監査計画・監査の遂行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度の報酬見積りの相当性について比較検討した結果、「適正な監査の確保」の視点から、合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が法定の解任事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、必要があると判断される場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「味覚とサービスを通して、都会生活に安全で楽しい食の場を提供する」を共有の志として、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
 - ② 取締役会は、取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合しているかどうかを監督し、必要に応じて執行役員または主管部門の責任者から報告を受けると共に、必要な決議、指示・指導を行う。
 - ③ 監査役は、取締役の職務執行を監査すると共に、執行役員およびその管轄部門の職務が法令・定款・社内規程に沿って適切に行われているかどうかを監査する。
 - ④ コンプライアンスに関する事項を統括する部門は、コンプライアンス体制の構築・推進を行い、取締役会および監査役会に審議内容及び活動を報告する。また、社員が直接報告することを可能とする報告相談窓口を設置し、従業員等がコンプライアンス上の問題点を直接通報できる体制とする。なお、報告・通報を行った社員に対し、報告・通報を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
 - ⑤ 監査室は、社内の組織の業務が法令・定款・社内規程に沿って適切に行われているか監査すると共に、改善を要する事項について指導を行う。
 - ⑥ 反社会勢力に対しては、排除に向けた体制を構築すると共に、不利な要求に対しては断固としてこれを拒否する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会、経営会議およびその他の重要な会議における決議事項、報告事項並びに稟議決裁の情報を安全に保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の事業に関するコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクに対し、担当取締役および執行役員は管轄する部門における対応策を準備すると共に、必要に応じて規程、ガイドラインおよびマニュアルの制定・配布、研修、マニュアルの作成などを実施する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、原則として毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行の監督をすると共に、取締役から月次の業績等職務執行状況の報告を受ける。

- ② 取締役会は、各部門が担うべき職務分掌を定め、当該職務分掌に基づき会社全体の組織業務を効率的に運営する。
 - ③ 取締役・執行役員による経営会議を原則として毎月2回以上開催し、情報の共有、職務執行状況の確認を行う。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、速やかに取締役会と監査役会が合意する人選を行って配属する。
6. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
- 前号の人選によって配属された社員は、監査役会の管理下で業務を遂行し、人事考課等についても取締役から独立した体制とする。
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制および報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役が求めた場合、取締役・執行役員および従業員等は、会社経営および事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況および結果について速やかに報告する。
 - ② 取締役・執行役員および従業員等は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。
 - ③ 監査役は報告した取締役及び従業員等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役および従業員等に周知徹底する。
8. 監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が職務の執行上必要とする費用の前払または債務の償還の手続きその他の職務執行について生じる費用等の請求について、当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、監査室の年次監査計画について説明を受け、その実施状況について適宜報告を受ける。
 - ② 監査役および監査役会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けると共に適宜会合を持ち情報交換を行う。
 - ③ 取締役社長（必要に応じて、他の取締役）は、監査役と定期的な意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制の基本方針」に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

①職務執行の適切性や効率性

当事業年度は、取締役会を16回開催し、会社の重要事項について、法令及び定款に基づき審議、決定しています。

また、組織改正に伴う業務執行については、職務分掌・権限規程を改訂し、その責任者と執行手続きを定めており、組織的かつ効率的な運営を図っています。

②リスク管理体制

内部統制監査は、全社的な統制42項目、経理業務プロセス、IT統制などの整備・運用状況の監査を実施しています。内部監査部門（監査室）は、各店舗の監査を半期に1回以上実施しています。当事業年度は上期延127店舗、下期延120店舗（定例230店舗、フォロー8店舗、閉店時9店舗）実施いたしました。

また、新任店舗責任者に対し、グランドオープン前後や異動後に「指導訪店」を10回実施いたしました。

当社の企業風土の一つである「クリーンデー」（毎月10日に全事業所・店舗や町内を清掃）を、防災・防火点検も兼ねた「防災クリーンデー」とし、災害リスクにも対処しています。

「食の安全」を図るべく、2015年7月に認証取得した「ISO22000」（食品安全マネジメントシステム）を継続的に改善していくため、ISO内部監査を適用事業所店舗ごとに半期に1回実施し、食品安全チームが有効性を検証した衛生管理手法を一般店舗にも展開しています。

③コンプライアンスに対する取り組み

当事業年度では、経営基本方針、経営会議、店長会議、経営幹部合宿研修、職階別研修、成果推進本部長セミナーなどを通じて、「法令遵守」「コーポレート・ガバナンス」に対する意識の向上に努めました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のための内部留保を重視する一方、株主に対する利益還元を行うことは経営上の重要課題と認識しており、経営基盤の強化と自己資本比率の向上を図りつつ、安定的な配当の継続を基本としております。

当社では、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議でもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度につきましては、配当方針をもとに、業績の状況等を勘案して、中間配当金は9円50銭、期末配当金は、6円とさせていただきます。

貸 借 対 照 表

(2018年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,018,769	流 動 負 債	1,302,339
現金及び預金	1,268,904	買掛金	254,503
売掛金	115,524	1年内返済予定の長期借入金	21,410
S C 預け金	297,823	リース債務	69,294
商品及び製品	38,071	未払金	470,080
原材料及び貯蔵品	81,442	未払賞与	113,702
前払費用	125,088	未払費用	129,328
繰延税金資産	32,854	未払法人税等	152,032
その他	59,541	未払消費税等	62,161
貸倒引当金	△482	預り金	27,781
固 定 資 産	5,087,393	前受収益	2,045
有形固定資産	2,781,699	固 定 負 債	714,636
建物	1,198,738	長期借入金	150,000
構築物	0	リース債務	61,388
機械及び装置	128,459	退職給付引当金	308,223
車両運搬具	30	資産除去債務	174,039
工具、器具及び備品	390,577	長期預り金	1,500
土地	939,000	長期預り敷金	19,484
リース資産	115,656		
建設仮勘定	9,235		
無形固定資産	24,183	負 債 合 計	2,016,975
ソフトウェア	10,893	純 資 産 の 部	
リース資産	3,345	株 主 資 本	5,075,772
電話加入権	9,944	資本金	673,341
投資その他の資産	2,281,510	資本剰余金	683,009
投資有価証券	39,612	資本準備金	683,009
出資	300	利益剰余金	3,819,852
従業員に対する長期貸付金	795	その他利益剰余金	3,819,852
長期前払費用	21,372	別途積立金	3,280,000
繰延税金資産	209,031	繰越利益剰余金	539,852
差入保証金	420,007	自 己 株 式	△100,429
敷金	1,588,793	評価・換算差額等	13,414
その他	1,600	その他有価証券評価差額金	13,414
貸倒引当金	△2	純 資 産 合 計	5,089,187
資 産 合 計	7,106,162	負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,106,162

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2017年5月1日)
(至 2018年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,082,975
売 上 原 価		2,948,745
売 上 総 利 益		8,134,230
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,469,715
営 業 利 益		664,514
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	117	
受 取 配 当 金	599	
受 取 家 賃	25,767	
協 賛 金 収 入	3,655	
そ の 他	3,918	34,058
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,937	
社 債 利 息	299	
不 動 産 賃 貸 原 価	1,272	
そ の 他	1,517	7,027
経 常 利 益		691,545
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	63,421	
そ の 他	770	64,192
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	72,753	
減 損 損 失	27,954	100,707
税 引 前 当 期 純 利 益		655,030
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	206,064	
法 人 税 等 調 整 額	25,560	231,625
当 期 純 利 益		423,405

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2017年5月1日)
(至 2018年4月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	673,341	683,009	683,009	3,230,000	239,074	3,469,074	△100,331	4,725,092
当 期 変 動 額								
別途積立金の積立				50,000	△50,000	-		-
剰余金の配当					△34,296	△34,296		△34,296
剰余金の配当 (中間配当)					△38,331	△38,331		△38,331
当 期 純 利 益					423,405	423,405		423,405
自己株式の取得							△97	△97
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計				50,000	300,777	350,777	△97	350,679
当 期 末 残 高	673,341	683,009	683,009	3,280,000	539,852	3,819,852	△100,429	5,075,772

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	12,161	12,161	4,737,254
当 期 変 動 額			
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△34,296
剰余金の配当 (中間配当)			△38,331
当 期 純 利 益			423,405
自己株式の取得			△97
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,252	1,252	1,252
当 期 変 動 額 合 計	1,252	1,252	351,932
当 期 末 残 高	13,414	13,414	5,089,187

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2018年6月22日

東和フードサービス株式会社

取締役会御中

東光監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鈴 木 昌 也 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 安 彦 潤 也 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東和フードサービス株式会社の2017年5月1日から2018年4月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年5月1日から2018年4月30日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査の結果に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果の報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門（監査室）その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項、及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視、検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年6月25日

東和フードサービス株式会社 監査役会

常勤監査役 土 居 清 和 ㊟
 監査役 堀 口 忠 史 ㊟
 監査役 鈴 木 好 彦 ㊟

(注) 常勤監査役土居清和、監査役鈴木好彦は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

現任取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	岸野 禎則 (1945年7月26日生)	1974年5月 東和産業株式会社設立 取締役 1982年11月 同社代表取締役社長 1998年7月 当社代表取締役社長 2002年7月 当社代表取締役会長兼社長 2003年4月 東和産業株式会社取締役 2010年5月 当社代表取締役社長 2017年5月 当社代表取締役会長兼社長（現任） 2018年6月 東和産業株式会社代表取締役（現任）	3,160,000株
2	菅野 政彦 (1958年1月6日生)	2002年7月 当社取締役総務・人事グループ担当 2004年7月 当社取締役執行役員 営業本部副本部長 2006年4月 当社取締役常務執行役員 営業本部副本部長 2008年6月 当社営業本部長 安全安心推進室担当（現任） 2009年11月 当社取締役専務執行役員（現任） 2017年5月 当社成果推進本部長（現任） 2018年2月 当社代表取締役（現任）	16,000株
3	小川 一夫 (1950年9月18日生)	1974年4月 昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1995年5月 同法人シニア・パートナー（代表社員）就任 同法人退所 2010年6月 小川会計事務所代表（現任） 2010年7月 オエノンホールディングス株式会社 2011年3月 監査役就任（現任） 2011年4月 株式会社松岡監査役（現任） 2012年7月 当社取締役（現任）	4,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	岸野誠人 (1977年10月13日生)	2006年5月 東和産業株式会社取締役 2006年5月 誠香インベストメント株式会社代表取締役社長(現任) 2006年7月 東和アミューズメント株式会社 取締役 2009年6月 東和アミューズメント株式会社代表取締役社長(現任) 2010年7月 東和産業株式会社代表取締役社長(現任) 2016年7月 当社取締役(現任)	800株

- (注)
- 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 小川一夫氏は社外取締役候補者であります。
 - 社外取締役候補者とした理由
小川一夫氏につきましては、公認会計士として長年培ってきた豊富な知見や経験を当社の経営に反映していただくためであります。
 - 当社の社外取締役に就任してからの在任期間
小川一夫氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。
 - 岸野誠人氏は岸野禎則氏の長男です。

第2号議案 監査役1名選任の件

コーポレートガバナンス体制のさらなる強化体制構築に向けて監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
にのみやるい しろう 二宮類四郎 (1951年3月20日生)	1973年4月 三洋証券株式会社入社 1988年3月 三洋証券英国現地法人代表取締役社長 1994年8月 三洋香港現地法人代表取締役社長 1997年9月 スミスパーニー証券東京支店営業本部長 1999年11月 シティコープ証券株式会社取締役東京副支店長 2007年11月 UBS銀行東京支店シニア・アドバイザー 2008年1月 ジャパン・ウェルス・マネジメント証券株式会社副会長営業統括責任者 2012年2月 あおぞら証券株式会社営業・企画共同本部長兼営業部門長 2017年6月 あおぞら証券株式会社営業本部長（現任）	0株

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 二宮類四郎氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者とした理由

二宮類四郎氏につきましては、金融分野において豊富な経験を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、同氏を社外監査役候補者といたしました。選任が承認された場合には、当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係はないことから、一般株主の利益に相反するおそれがなく、独立性基準を充足しておりますので、独立役員として指定し株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役の報酬総額改定の件

当社の監査役の報酬総額は、2001年7月19日開催の第2期定時株主総会において月額1,000千円以内との決議を頂いておりましたが、経済情勢の変化、監査体制およびガバナンス強化を図る等諸般の事情を勘案いたしまして監査役の報酬額の総額を月額3,000千円以内と改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。現在の監査役の員数は3名ですが、第2号議案が承認されますと監査役の員数は4名となります。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「100年企業へ」というスローガンのもと、経営体制の一層の強化と充実を図り、今後の経営環境の変化に機動的に対応する為、既存の役付取締役に加えて新たな役付取締役の地位を創設し、また当該役付取締役を定めることができる旨をそれぞれ定款に追加することにつき、ご承認をお願いするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(変更部分は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会</p> <p>第14条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第4章 取締役会 第22条 (代表取締役および役付取締役) 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定める事ができる。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第14条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、<u>取締役会長、または取締役CEO</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長または取締役CEO</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第4章 取締役会 第22条 (代表取締役および役付取締役) 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役の中から、取締役会長、取締役社長、取締役CEO、取締役COO、各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定める事ができる。また、取締役会は、必要に応じて、新たな役付取締役の地位を創設し、当該役付取締役を定める事ができる。</u></p>

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテル ルポール麹町 (麹町会館) 2階 「ロイヤルクリスタル」
 電話 東京 (03) 3265-5365

交通のご案内

- 地下鉄有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩3分
- 地下鉄半蔵門線・有楽町線「永田町駅」5番出口より徒歩5分
- 地下鉄南北線「永田町駅」9番出口より徒歩5分

